

令和6年度 集団指導

「認知症支援について」

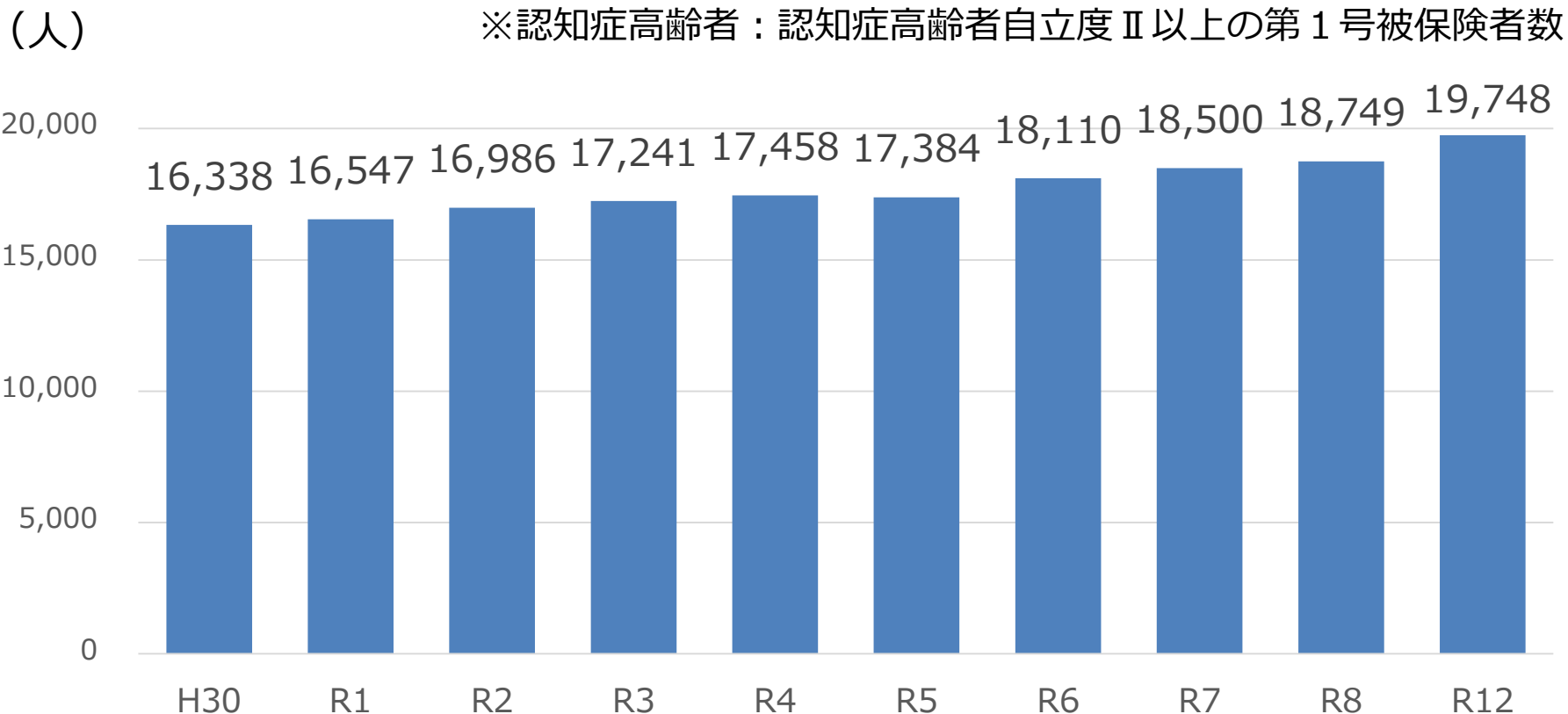
長崎市高齢者すこやか支援課

お伝えしたい内容

- 1 認知症高齢者数について
- 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について
- 3 認知症施策推進基本計画について
- 4 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について
- 5 長崎市の認知症施策について 他

- 1 長崎市の認知症高齢者の推計について**
- 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について
- 3 認知症施策推進基本計画について
- 4 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について
- 5 長崎市の認知症施策について 他

長崎市における認知症高齢者の推計



認知症の早期発見と重症化の防止、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりが、より重要となります。

- 1 長崎市の認知症高齢者数について
- 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について**
- 3 認知症施策推進基本計画について
- 4 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について
- 5 長崎市の認知症施策について 他

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法

令和5年6月14日成立

「共生社会の実現」



（目的）

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）の実現を推進

（基本理念）

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享受する個人として、自らの意志によって日常生活および社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法

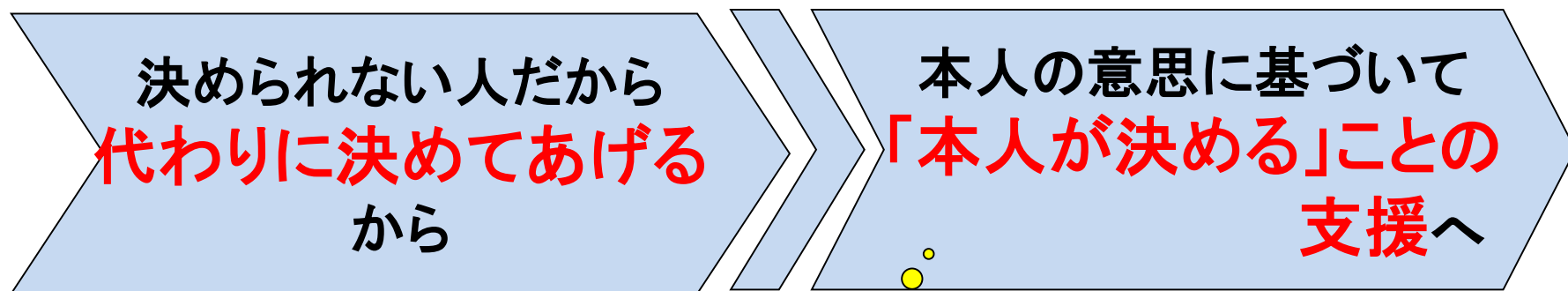
(基本理念)

- ③ 認知症の人にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

共生社会の実現を推進するための 認知症基本法

(基本理念)

- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。



認知症の方の“決める”をみんなでささえよう！

認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援に関するガイドラインの普及・定着に向けた調査研究編(令和3年度)

- 1 長崎市の認知症高齢者数について
- 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について
- 3 認知症施策推進基本計画について**
- 4 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について
- 5 長崎市の認知症施策について 他

認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

前文／Ⅰ 認知症施策推進基本計画について／Ⅱ 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
 - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

Ⅲ 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

Ⅳ 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

Ⅴ 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

- 1 長崎市の認知症高齢者数について
- 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について
- 3 認知症施策推進基本計画について
- 4 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について**
- 5 長崎市の認知症施策について 他

長崎市高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画（第9期）【抜粋】

【長崎市の認知症施策における取組み方針】

- 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、本人発信支援
- 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護の提供
- 若年性認知症施策の強化
- 認知症のかたの家族等への支援
- 認知症などの高齢者にやさしい地域づくり
- 認知症予防につながる取組みの推進
- 認知症のかたやその家族等の視点の重視
- 認知症高齢者の権利擁護

- 1 長崎市の認知症高齢者数について
- 2 共生社会の実現を推進するための認知症基本法について
- 3 認知症施策推進基本計画について
- 4 長崎市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（第9期）について
- 5 **長崎市の認知症施策について 他**

長崎市の認知症施策概要

事業	概要
認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員を配置し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関へつなぐ支援や、認知症のかたや家族等への相談支援を行います。
認知症 初期集中支援チーム事業	医療・介護の専門職が家族の相談等により認知症が疑われるかたや認知症のかた及びその家族を訪問し、必要な医療・介護の導入や調整及び家族の支援などの初期の支援を包括的かつ集中的に行い、地域での生活継続をサポートします。
認知症カフェ	認知症高齢者とその家族や、地域住民、認知症サポーターリーダー、専門職等が、相互に情報を共有することで、お互いを理解し支え合うことができる場として、認知症カフェを地域に開設し、認知症高齢者の居場所やその家族の介護負担の軽減を図り、認知症のかたや家族を見守り支える地域づくりを推進します。 認知症カフェ一覧： https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/430000/439000/p041319.html#cafe
認知症サポーター 養成講座	認知症高齢者やその家族を地域で見守る体制づくりのために、認知症サポーターを養成し、認知症に対する理解者と支援者を増やすことで、認知症高齢者を見守る市民意識の向上とネットワークの構築を図ります。
認知症サポーター リーダー養成講座	認知症高齢者やその家族を地域で温かく見守る応援者（認知症サポーター）から発展し、実際に地域で活動する・在宅生活を支える認知症地域支援の担い手として、地域包括支援センターとの協働で活動する認知症サポーターリーダーを養成しています。
徘徊高齢者等 SOSネットワーク事業	認知症等によりひとり歩きのおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、地域の支援を得て早期に発見できるよう関係機関の支援体制を構築し、高齢者の安全の確保とその家族等への支援を図ります。
徘徊高齢者等 家族支援事業	認知症等の高齢者がひとり歩きした場合に、介護している家族に現在位置の情報を提供し、早期発見につなげます。

認知症ケアパス

長崎市認知症ケアパス

このケアパスは、認知症の早期発見・早期対応のために、症状の進行とそれに応じて使える制度やサービスを一覧表にしたものです。

認知症の進行について	正常レベル 軽度認知障害 (MCI) 認知症			
	代表的なアルツハイマー型認知症の進行の例 (右に行くほど進行している状態)			
認知症の人の様子 (出現する症状の例)	認知症疑い	初期	中期	後期
	あてはまる症状はありませんか?	☐ 日付・曜日・時間の間違いが増える ☐ 薬の飲み忘れが時々ある ☐ 鍋をたまに焦がすことがある ☐ 約束を忘れてしまうことがある ☐ 同じことを何度も話したり聞いたりする ☐ ささいなことで怒りっぽくなる	☐ 日付・曜日・時間をよく間違える ☐ 薬の飲み忘れが目立つ ☐ 鍋をたびたび焦がすことがある ☐ 季節にあった服が選べなくなる ☐ たばたび道に迷うようになる	☐ 日付・曜日・時間が分からない ☐ 服薬管理ができない ☐ 料理をつくることができなくなる ☐ 洋服の着方がわからなくなる ☐ 自宅がわからなくなる ☐ 家族がわからなくなる
本人や家族へのアドバイス	◆友人や地域とのつながりを大切にしましょう。 ◆かかりつけ医やかかりつけ薬局、かかりつけ歯科医をもちましょう。	◆いつもと違うと感じたら、まず相談しましょう。 ◆家族会や、家族介護教室、認知症カフェ等へ参加し、認知症や介護について学んでおきましょう。 ◆本人のできる部分は大切に、できない部分を支援しましょう。	◆火の始末や道に迷うなど、思いがけない事故に備えて安全対策を考えましょう。 ◆家族は、介護のしづらさ、しんどさを一人で抱え込まず、まわりに相談しましょう。 ◆うまく介護サービスなどを利用し、介護者自身の健康管理にも努めましょう。	◆家族は話し方や表情、仕草から気持ちをくみ取るなど、言葉以外のコミュニケーションを心がけましょう。 ◆医療や介護の専門職と、終末期に備えた相談をしておきましょう。
地域包括支援センター・認知症疾患医療センター・認知症の人と家族の会				
医療	受診する	かかりつけ医 (通院・訪問診療) / もの忘れ相談医 / かかりつけ歯科医 / かかりつけ薬局 認知症専門医 認知症疾患医療センター		
予防	予防活動 集いの場	特定健診 / 後期高齢者健診 介護予防・生活支援サービス事業 認知症カフェ / 高齢者ふれあいサロン / 老人クラブ / 自主グループ		
介護	家事や介護の手助け 家族支援	生活援助サービス事業 / 総合支援配食サービス 要介護者配食サービス事業 / ふれあい訪問収集事業 デイサービス / ディケア / 訪問介護 / 訪問看護 / ショートステイ / 小規模多機能型居宅介護 認知症カフェ / 高齢者ふれあいサロン / 家族会 家族介護教室 / 在宅介護リフレッシュ支援 徘徊高齢者等家族支援事業		
住まい	住まいを望める 入居・入所	住宅改修 / 福祉用具レンタル・購入 生活支援ハウス / 養護老人ホーム / 軽費老人ホーム (ケアハウス等) / 有料老人ホーム / サービス付き高齢者住宅 グループホーム 介護老人保健施設 / 特別養護老人ホーム		
生活支援	権利を守る その他の制度 地域で見守る	成年後見制度 日常生活自立支援事業 日常生活用具給付 (自動消火器や電磁調理器等の給付) / 高齢者安心火災警報器給付 / 介護用品の支給 (おしづ等) 障害者控除対象者認定書の交付 認知症サポーター / 認知症サポートリーダー / 民生委員による友愛訪問 徘徊高齢者等SOSネットワーク事業		

※認知症の種類や、個人の状況などにより、経過のたどり方や利用できる制度、サービスは異なりますので、おおまかな目安としてください。

長崎市認知症ケアパス:

<https://www.city.nagasaki.lg.jp/fukushi/430000/439000/p041319.html#carepass>

長崎市の認知症施策

＊ 認知症地域支援推進員の主な活動 ＊

認知症の段階 (容態にあった支援)

発症予防
周知活動

発症初期

急性憎悪期

中期

人生の最終
段階

市民向け周知活動

(認知症サポーター養成講座、認知症ケアパスなど)



発症予防

(高齢者ふれあいサロンなど)



啓発活動 や 家族支援

認知症の人、介護家族の支援
(認知症カフェや家族会、家族介護教室等)



早期発見

(認知症スクリーニング検査)



総合相談 (権利擁護含む)

地域の見守り ネットワーク構築

徘徊高齢者等
SOSネットワーク事業
みまもりあい
プロジェクト

(地域ケア個別
推進会議、徘徊模
擬訓練等)



集中的な支援

(認知症初期集中
支援チーム等)



服薬支援



BPSDの対応について
家族への指導

認知症のひとり歩きにより行方不明になられたら

早く発見・保護するために大切なことは速やかに捜索を開始することです。ためらわず、①と②に連絡してください。

警察による捜索

✓ 欄	◎警察への捜索依頼 行方不明者の特定につながる情報を警察に伝えてください。 氏名、生年月日、身長、体型、髪型、髪色、自分の名前や住所が言える・言えない その他の特徴(例:メガネ、ほくろ、腰が曲がっている、小刻みに歩く 等) 行方不明になった時の状況(場所、時間、服装 等)、よく行く場所、所持金 他 ※ 行方不明者の容姿が分かる写真等の提供をお願いします。 ご家族の意向により、「安心メール・キャッチくん」で行方不明者情報を配信します。	① まずは、110番へ 連絡してください 長崎県警察本部 人身安全・少年課
-----	--	---

連絡・情報共有

長崎市による捜索への各種支援

✓ 欄	○長崎市防災行政無線による放送 警察署からの依頼により、状況に応じて長崎市防災行政無線を活用し行方不明者の情報を放送します。 また、防災行政無線の放送に連動して、次のとおり放送内容の情報が配信されます。 ・長崎市ホームページ・NBC テレビデータ放送・長崎市公式 LINE・防災危機管理室公式 Facebook、X(旧 Twitter)
-----	--



✓ 欄	○長崎市内の介護事業所等への情報配信 市内の協力介護事業所や地域包括支援センターに、捜索依頼情報(行方不明者の顔写真付)をメールで一斉送信し、可能な範囲で捜索に協力を求めます。「徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業」(原則、開庁時間内の対応)	② あじさいコール 095-822-8888 ⇒ お住いの総合事務所 地域福祉課につながります または お近くの 地域包括支援センター へ 連絡してください
	○長崎県を介した広域への捜索協力(長崎市から長崎県に依頼) 捜索が難航する場合には長崎県を介しての広域への捜索協力(県内、九州・山口県、全都道府県から選択)や県ホームページへの捜索情報の掲載が依頼できます。	
	○その他の捜索方法に関する情報提供 ☐ みまもりあいアプリ ご家族等のスマホから専用アプリを活用して、アプリ登録者に行方不明者の情報を配信し、行方不明者の顔写真付き(選択可)で捜索協力を求めます。発見・保護されると協力のお礼と共に捜索情報は自動消去されます。 アプリの情報配信操作が難しい場合は、お手伝いします。 【アプリダウンロード】  iPhone アンドロイド ☐ 周辺自治会の紹介 (ご家族が自治会と連絡を取りたい場合に情報提供できます)	

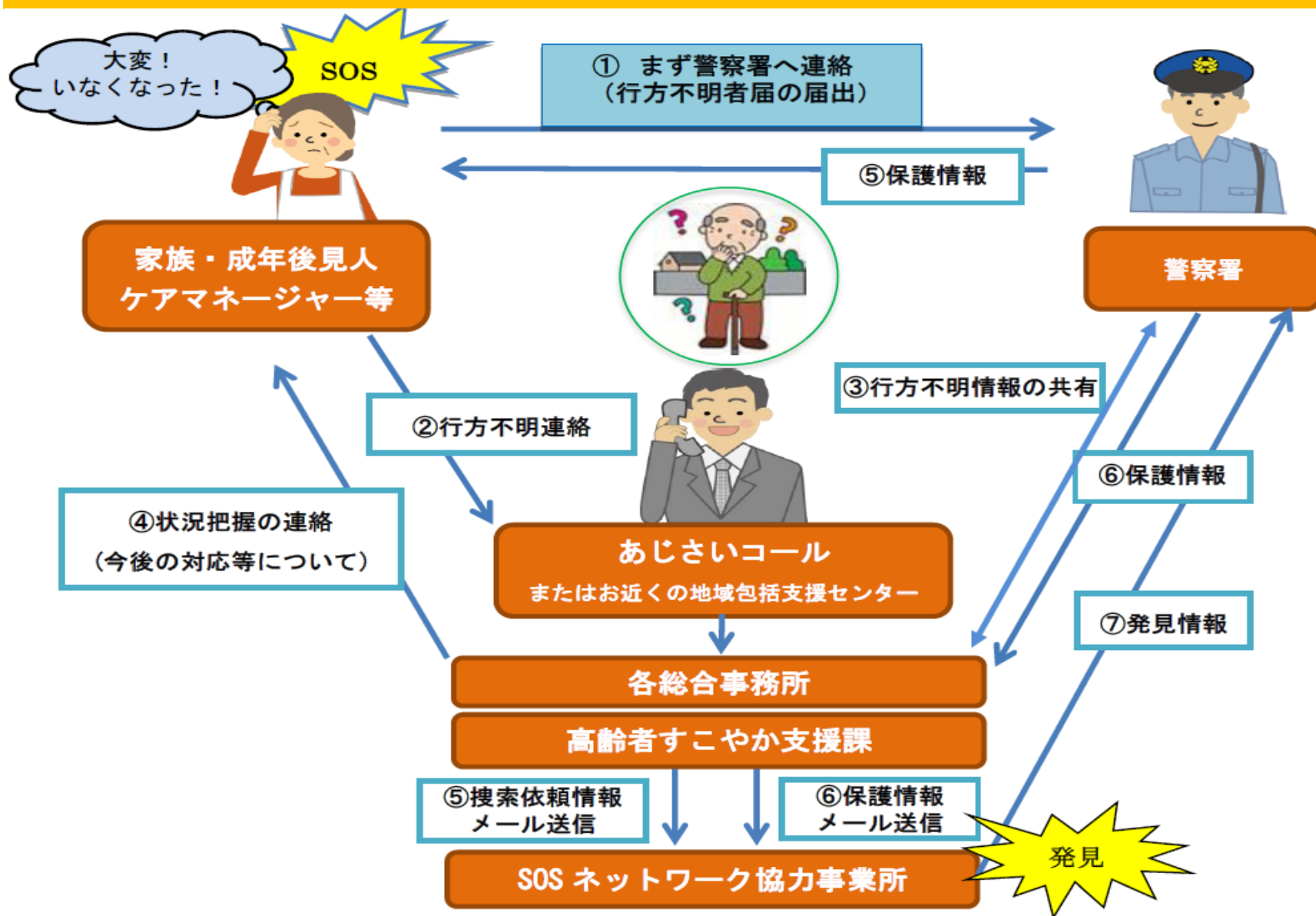


iPhone

アンドロイド

※ ご家族の捜索に係る手続き等の負担を軽減できるよう、庁内の関係所管課及び地域包括支援センターで捜索情報を共有し対応します。

長崎市徘徊高齢者等SOSネットワーク事業



長崎市におけるひとり歩き等による行方不明者の状況

地域包括支援センター及び総合事務所地域福祉課からの報告による実績

	SOS 登録者数	SOSメールによ る発信件数	包括と市に 連絡があった 徘徊等による 行方不明者	内訳		
				保護	死亡	未発見
令和元年度	3 3 9 人	1 5 件	1 2 4 件	1 2 0 件	4 件	0 件
令和 2 年度	3 4 5 人	1 5 件	1 2 3 件	1 2 1 件	1 件	1 件
令和 3 年度	3 6 2 人	7 件	1 3 9 件	1 3 8 件	1 件	1 件
令和 4 年度	3 5 3 人	6 件	1 4 1 件	1 4 1 件	0 件	0 件
令和 5 年度	3 8 8 人	1 1 件	1 6 1 件	1 5 8 件	2 件	1 件
令和 6 年 12月末	4 4 7 人	7 件	1 1 6 件	1 1 4 件	1 件	1 件

徘徊高齢者等家族支援事業



徘徊高齢者等家族支援サービスについて

「大切な家族がいなくなったらどうしよう」とご心配されていませんか？
そんなお困りの方向けのサービスがあります。



どんなサービス？

位置情報検索機器を使って、ご家族の
所在位置の確認及び早期発見につなげるサービスです。

【所在位置の確認方法】

- ・専用ホームページ、アプリ
- ・コールセンター（※別途料金が発生する場合があります。）

利用対象となるのは？

次のいずれかを介護しているご家族

- ・在宅で徘徊の見られる要介護被保険者
- ・在宅で長崎市徘徊高齢者等SOSネットワーク登録者



位置情報提供に加え、選べる2つのサービス

駆けつけ付きサービス

頼れる緊急対応員が迅速に発見・安全確保！！

駆けつけサービス

要請すれば、緊急対応員が
現場へ急行します。

（高島、池島は対象外）

※別途、料金が必要です。



縦 84 mm
横 46 mm
厚さ 16 mm
重さ 67 g

対応員がいるから
緊急時も安心！！



専用アプリで移動を通知

専用アプリでエリアを設定
すると該当エリアの出入りの
通知でお知らせします。

保険付きサービス

専用靴で持ち歩きが簡単！保険でもしもの事故にも安心！！

損害賠償責任保険

徘徊時に事故等が発生し、
損害賠償責任を負う場合に
補償される保険です。

1 事故あたり最大3 億円



縦 47.5 mm
横 38.5 mm
厚さ 11.85 mm
重さ 25.5 g



機器を靴に
収納可能！

専用靴及び靴加工

機器を収納できる靴の購入も
可能です。また、お持ちの靴に
機器を収納できるよう加工も
可能です。靴加工は条件があり、
事業者が現物を見て判断します。

みまもりあいプロジェクト

スマートフォンの「みまもりあいアプリ」を利用し、高齢者のご家族と、検索に手を貸していただける協力者をつなぎ、早期発見・保護を行う見守り活動です

行方不明者が発生したら…

ご家族等から協力者へ「検索者情報」が配信されます。可能な範囲で検索にご協力ください。



検索
依頼



検索
協力



アプリの登録にご協力ください！
⇒右のQRコードからダウンロード



iphone



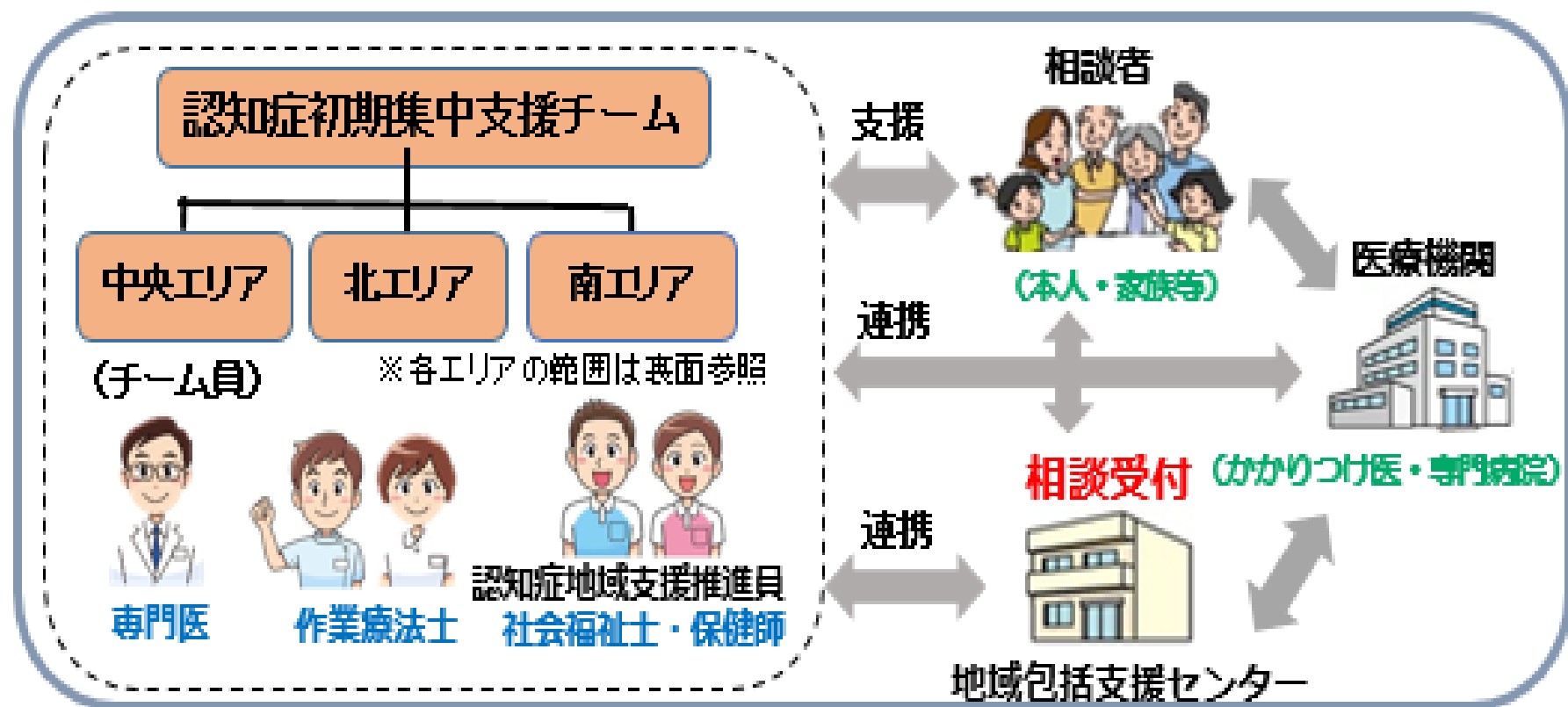
android



みまもりあい で検索

認知症初期集中支援チーム事業

認知症または認知症の疑いのある方やそのご家族を、医療介護福祉の専門職が**訪問し**、必要に応じてかかりつけ医等と連携しながら認知症の適切な治療につなげ、心理的なサポートやこれからの生活について助言などを行います。※認知症地域支援推進員にご相談ください。



平成30年度までに全ての市町村で実施(新オレンジプラン:認知症施策推進総合戦略)

認知症初期集中支援チーム事業の 対象者の定義

※平成28年度認知症初期集中支援チーム員研修テキストより抜粋

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人
又は認知症の人で、以下のア、イのいずれかの基準に該当す
る者とする。

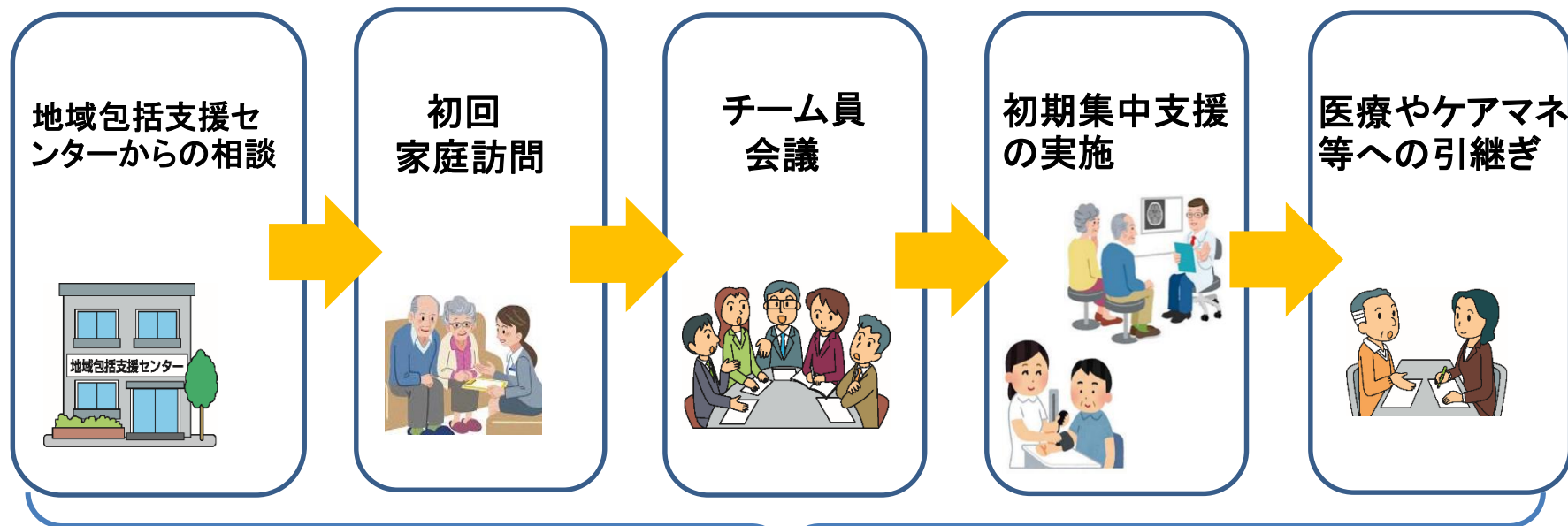
ア 医療サービス、介護サービスを受けていないもの、または 中断しているもの

以下のいずれかに該当するものとする。

- 1) 認知症疾患の臨床診断を受けていない
- 2) 継続的な医療サービスを受けていない
- 3) 適切な介護保険サービスに結びついていない
- 4) 診断されたが介護サービスが中断している

イ 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の 行動・心理症状により対応に苦慮している

認知症初期集中支援チーム事業



支援内容の例

概ね6ヶ月間程度



受診調整・同行



介護サービスの検討



身体観察



服薬支援



BPSDの対応について
家族への指導

相談窓口は各包括の認知症地域支援推進員です！

長崎市権利擁護・成年後見センター

あなたの判断をお手伝いするための相談窓口

「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」

令和6年4月1日より「長崎市権利擁護・成年後見支援センター」を開所しました。センターでは、判断能力に心配のある高齢者や障害のある方の財産管理や契約手続きなどのお手伝いを行うための「**成年後見制度**」や「**日常生活自立支援事業**」についての相談や利用のためのお手伝いをいたします。

このような困りごとはありませんか？

金銭の管理

お金の管理が難しい
通帳をなくしてしまう

制度の利用

福祉サービスの利用や
その手続きに不安がある

将来への不安

頼れる身内がいらない
子供の将来が心配

契約

悪質商法の被害が心配
自分一人で契約することが不安

地域や関係団体の皆様へ

「**成年後見制度**」や「**日常生活自立支援事業**」
に関する出前講座も行います。

次のようなお手伝いを行います

成年後見制度等を必要とする方が相談でき、適切に利用できるように、権利擁護支援の中核となる機関（**中核機関**）を設置し次のお手伝いを行います。



①広報

制度の啓発
講座の実施等



②相談

制度の説明
申立等



③後見人支援

後見人への育成
や支援、相談等



④制度利用促進

家庭裁判所や
関係機関との
連絡調整や連携等

電話 095-894-4500

メール：kenri@nagasaki-shakyou.or.jp

場 所：長崎市恵美須町4番5号NBC3rdビル3階
【長崎市社会福祉協議会内】

月曜日～金曜日
9：00～17：00
（土日祝・年末年始はお休み）

成年後見制度とは？

判断能力に課題がある高齢者や障害者等の財産管理や契約行為などを、家庭裁判所より選任された後見人等が本人に代わり行う制度。



日常生活自立支援事業とは？

判断能力が不十分ではあるものの、ある程度の契約内容を理解できる方に対して、日常の範囲内でのお手伝いを行う事業。

●対象者●

- ①判断能力が不十分の方
（認知症高齢者や障害者等）
- ②契約能力のある方

●支援内容●

- ①福祉サービス利用の援助
- ②日常の金銭管理
- ③通帳等のお預かり

2つの制度の違い

事業名	判断能力	財産の量	支援の範囲	支援期間
成年後見制度	軽度から重度の認知症等	特になし	日常に留まらない範囲	ほとんどが亡くなるまで
日常生活自立支援事業	軽度の認知症等	500万円まで	日常の範囲	亡くなる、解約、後見移行

認知症のかたとの接し方について

3つのない

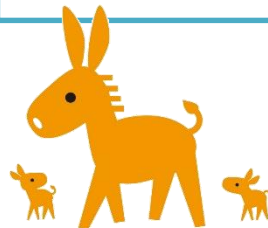
1. おどろかせない
2. 急がせない
3. 心をきずつけない

7つのポイント

- ① まずは見守る
- ② あわてず えがおで
- ③ 声をかけるときは1人で
- ④ 後ろから声をかけない
- ⑤ やさしく話す
- ⑥ おだやかに、はっきりした話し方で
- ⑦ 相手の言葉をよく聞き、ゆっくり接する



認知症サポーター



認知症サポーター養成講座
標準教材より

認知症になっても大丈夫！
みんなで支えるまち ながさき！

できる限り住み慣れた地域の良い環境で
暮らし続けることができるまちの実現を、
地域の皆様と共に目指します。

